

定 例 教 育 委 員 会 会 議 録

平成31年4月19日定例教育委員会が、尾西生涯学習センター5階会議室Bに招集された。

1 定例教育委員会議案案件

- 第27号議案 平成31年度学校運営協議会委員の任命について
- 第28号議案 一宮市社会教育委員の委嘱について
- 第29号議案 一宮市スポーツ推進委員の解嘱及び委嘱について
- 第30号議案 一宮市教育委員会指定管理者にかかる実績評価委員会委員の委嘱について
- 第31号議案 一宮市教育委員会図書館運営業務委託評価委員会委員の委嘱について
- 第32号議案 一宮市三岸節子記念美術館運営協議会委員の解任及び任命について
- 第33号議案 一宮市教育委員会後援名義の使用について
- 第34号議案 平成31年度一宮市一宮・木全・オーシマ奨学基金奨学生の決定について

2 出席委員

高橋教育長 加藤委員 山田委員 平松委員 鈴木委員 野田委員 土川委員

3 欠席委員

無

4 一宮市教育委員会会議規則第15条の規定により出席したものの職氏名

野中教育文化部長 堀教育文化部次長 中村総務課長 春日井学校教育課長 森学校給食課長 岩田生涯学習課長 岡本スポーツ課長 市原教育指定管理課長 木村図書館事務局長 竹田博物館事務局長

5 同上規則第17条の規定により書記として出席したものの職氏名

長村総務課専任課長 谷口総務課課長補佐 平山総務課主査

6 傍聴者

無

会 議 て ん 末

高橋教育長（午後2時00分着席、開会を宣言）

ただ今から、4月の定例教育委員会を開催いたします。本日の会議録署名者を平松委員と鈴木委員のお二人にお願いいたします。それでは、3月の定例教育委員会の会議録がお手元に渡っていると思いますが、これについて何かございませんか。

各委員

異議ありません。

高橋教育長

ご異議がないようでございますので、3月の定例教育委員会の会議録について承認いたします。それでは本日の議案の審議に入ります。第27号議案 平成31年度学校運営協議会委員の任命について、ご説明をお願いします。

春日井学校教育課長

第27号議案 平成31年度学校運営協議会委員の任命について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付するものであります。提案理由は、一宮市立小中学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第4条の規定により、本案を提出するものです。(別紙(案)に基づいて説明) よろしくご審議をお願いいたします。

委員

本議案につきましては、私自身が学校運営協議会委員の任命候補に挙がっている議事でございますので、この議事には参加いたしません。

高橋教育長

何かございませんか。

各委員

賛成いたします。(委員1名は採決に参加せず)

高橋教育長

採決に参加しない委員を除いて全員賛成ですので、第27号議案 平成31年度学校運営協議会委員の任命について原案どおり可決いたします。続きまして、第28号議案 一宮市社会教育委員の委嘱について、ご説明をお願いします。

岩田生涯学習課長

第28号議案 一宮市社会教育委員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付するものであります。提案理由は、一宮市小中学校長会役員就任のため、社会教育法第15条の規定により、本案を提出するものです。(別紙(案)に基づいて説明) よろしくご審議をお願いいたします。

高橋教育長

何かございませんか。

各委員

賛成いたします。

高橋教育長

全員賛成ですので、第28号議案 一宮市社会教育委員の委嘱について原案どおり可決いたします。続きまして、第29号議案 一宮市スポーツ推進委員の解嘱及び委嘱について、ご説明をお願いします。

岡本スポーツ課長

第29号議案 一宮市スポーツ推進委員の解嘱及び委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付するものであります。提案理由は、スポーツ基本法第32条第1項及び一宮市スポーツ推進委員に関する規則第4条第1項並びに同条第2項の規定により、本案を提出するものです。(別紙(案)に基づいて説明) よろしくご審議をお願いいたします。

高橋教育長

何かございませんか。

委員

新たに委嘱する二人のうち、一人は再任となっておりますがよろしいですか。

岡本スポーツ課長

再任となっている方は以前スポーツ推進委員を経験している方です。任期満了により一旦お辞めになり、このたび再度委嘱されるため、再任としています。

高橋教育長

何かございませんか。

各委員

賛成いたします。

高橋教育長

全員賛成ですので、第29号議案 一宮市スポーツ推進委員の解嘱及び委嘱について原案どおり可決いたします。続きまして、第30号議案 一宮市教育委員会指定管理者にかかる実績評価委員会委員の委嘱について、ご説明をお願いします。

市原教育指定管理課長

第30号議案 一宮市教育委員会指定管理者にかかる実績評価委員会委員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付するものであります。提案理由は、教育長の退任、教育文化部長の定年退職、次長相当職の定年退職及び人事異動により、実績評価委員が不在となったため、一宮市教育委員会指定管理者にかかる実績評価委員会設置要綱第4条第2項の規定により、本案を提出するものです。(別紙(案)に基づいて説明)よろしくご審議をお願いいたします。

高橋教育長

本議案につきましては、私が委嘱される案件であることから、議事には参加いたしませんので、よろしく申し上げます。

高橋教育長

何かございませんか。

各委員

賛成いたします。

高橋教育長

全員賛成ですので、第30号議案 一宮市教育委員会指定管理者にかかる実績評価委員会委員の委嘱について原案どおり可決いたします。続きまして、第31号議案 一宮市立図書館運営業務委託者選定委員会委員の委嘱について、ご説明をお願いします。

木村図書館事務局長

第31号議案 一宮市立図書館運営業務委託者選定委員会委員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付するものであります。提案理由は、一宮市立図書館運営業務委託者選定委員会委員を委嘱するため、一宮市立図書館運営業務委託者選定委員会設置要綱第3条の規定により、本案を提出するものです。(別紙(案)に基づいて説明)よろしくご審議をお願いいたします。

高橋教育長

本議案につきましては、私が委嘱される案件であることから、議事には参加いたしませんので、よろしく申し上げます。

委員

今回委嘱される委員はどのような会議や話し合いを行うのですか。

木村図書館事務局長

中央図書館では運營業務の一部を委託しておりますが、委員の皆さんには、その委託業務の評価をしていただきます。

高橋教育長

他に何かございませんか。

各委員

賛成いたします。

高橋教育長

全員賛成ですので、第31号議案 一宮市立図書館運營業務委託者選定委員会委員の委嘱について原案どおり可決いたします。続きまして、第32号議案 一宮市三岸節子記念美術館運営協議会委員の任命について、ご説明をお願いします。

竹田博物館事務局長

第32号議案 一宮市三岸節子記念美術館運営協議会委員の解任及び任命について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付するものであります。提案理由は、一宮市三岸節子記念美術館規則第2条第2項の規定により、本案を提出するものです。(別紙(案)に基づいて説明) よろしくご審議をお願いいたします。

高橋教育長

何かございませんか。

委員

この委員の方々が、美術館がこの一年間にどういった活動をするのか話し合うのですか。

竹田博物館事務局長

三岸節子記念美術館の活動内容について、運営協議会として年2回の会議を行っております。その会議で事務局が美術館の運営内容について説明し、委員からご意見をいただきます。

委員

博物館でも、美術館とは別にそうした運営協議会があるのですね。

竹田博物館事務局長

おっしゃるとおりです。博物運営協議会が別組織としてございます。

高橋教育長

他に何かございませんか。

各委員

賛成いたします。

高橋教育長

全員賛成ですので、第32号議案 一宮市三岸節子記念美術館運営協議会委員の解任及び任命について原案どおり可決いたします。続きまして、第33号議案 一宮市教育委員会後援名義の使用について、ご説明をお願いします。

中村総務課長

受付番号第1号について後援内容説明。

春日井学校教育課長

受付番号第1号から第6号について後援内容説明。

岩田生涯学習課長

受付番号第1号から第6号について後援内容説明。

岡本スポーツ課長

受付番号第1号から第11号について後援内容説明。

高橋教育長

何かございませんか。

委員

学校教育課の3番について、一宮少年少女発明クラブは夏休みに市内の全小学校対象に「発明くふう展」を開催していたイメージがあります。今はクラブ生のみでの発表ですか。

春日井学校教育課長

平成29年度までは全小中学生が参加し、その代表作品が「発明くふう展」で展示されていましたが、平成30年度からクラブ生の作品を展示しています。展覧会自体は誰でも見ることができます。

委員

発明クラブに参加しないと作品が出せないということですか。

春日井学校教育課長

現在はそのようになっていると聞いております。

高橋教育長

「発明くふう展」は商工会議所と教育委員会主催で開催しておりましたが、実績を積み重ねたということで、平成29年度で終了いたしました。今回のものは、発表の場がなくなってしまった発明クラブが独自に開催するもので、以前の「発明くふう展」とは別のものでございます。

委員

スポーツ課の7番は運動会ということですが、神山小学校の屋内運動場で行うのですか。

岡本スポーツ課長

今年度は神山小学校ですが、市内の小学校で、持ち回りで開催しております。本事業は申請者のNPO法人のほか、一宮土木協同組合が社会貢献事業として協力しており、土のう運びや大声で助けを呼ぶなどの災害時の対応を、体験しながら運動会形式で学ぶものです。

委員

参加無料ですが、神山小学校区の人が対象ですか。

岡本スポーツ課長

会場周辺で主にPRしていますが、どなたでも参加できます。

委員

今までに参加者が多くなりすぎて危険があったとかはないですか。

岡本スポーツ課長

過去にそういったことは聞いておりません。おおよそ体育館に収まる程度の参加者です。

高橋教育長

他に何かございませんか。

委員

総務課の1番は、許可基準に該当しないとのことですが、これは議論しないということですか。

中村総務課長

総務課としては後援することが適当ではないと考えているところですが、この場でご審議をお願いするものです。

委員

総務課が適当ではないと判断した理由を教えてください。

中村総務課長

申請者に確認したところ、後援名義の申請理由は線維筋痛症という個別の病気の啓発であり、教育委員会の後援名義の趣旨にそぐわないのではないかと判断しました。また、病気啓発のために募金活動を行うということもあり、そうした部分でも後援名義にそぐわないのではないかと考えました。

委員

一宮市の後援名義は出てないのですか。

中村総務課長

昨年度は一宮市で後援名義の許可を受けていました。教育委員会への後援名義申請は今回が初めてです。

堀教育文化部次長

今年度も一宮市に後援名義申請をしておりますが、許可基準の変更があったため不許可になっています。本件は教育委員会後援名義使用許可基準に照らし合わせたところ、積極的に該当するものが無く、教育委員会の後援名義の趣旨にそぐわないと考えているものです。そうした理由で後援することが難しい旨は申請者にもご説明しておりますが、申請書の提出があった以上は教育委員会で審議することになっておりますので、この場でお諮りいただくものでございます。

委員

この場で許可、不許可を決める必要があるということですね。

堀教育文化部次長

おっしゃるとおりでございます。事務局案としては不許可の形で提出しておりますが、許可しても良いのではないかという意見もあると思います。それをこの場でお諮りいただきたいところです。

委員

一宮市の後援名義申請が、昨年度は許可されたけど、今年度は許可されなかったとのことですが、その理由は何ですか。

堀教育文化部次長

市の後援名義の許可基準で、行事に際して100人以上の参加が必要という項目ができました。今回の行事は参加人数の見込が100人に達しないために不許可になったと聞いております。

委員

新聞社の後援を受けていますね。

堀教育文化部次長

おっしゃるとおり、新聞社の後援を受けておりますが、市あるいは教育委員会の後援名

義とは別と考えております。教育委員会が後援するものは、開催内容の善し悪しや社会貢献事業だからではなく、教育の振興、教育という目的に合うか否かであると考えます。

委員

もし不許可となった場合、先方へはどのような理由で不許可であると伝えるのですか。

堀教育文化部次長

申請者には教育の振興という趣旨にそぐわないのではないかというお話はしておりますが、あらためてその旨をお伝えします。

委員

今後も個別の病気の啓発活動は、教育委員会が後援するには相応しくないという認識でよろしいですか。

堀教育文化部次長

昨年度、日本医学会の市民展示の後援名義申請があり、許可が出ておりますが、広く一般的な内容であれば差し支えないと思います。日本医学会の事業は、医学全体に対する理解を深めるもので、「みて・ふれて・まなぶ」展示や、市民が健康や医学について考えることのできる展示でした。事業内容にもよりますが、個別の病気に対する啓発活動まで教育目的とするのは難しいと考えます。

高橋教育長

過去にこうした事例の場合は、教育委員会の許可基準に該当が無かったという内容で、通知をしていたと思います。今回も通知の際にはご配慮ください。

高橋教育長

他に何かございませんか。

委員

スポーツ課の11番ですが、いろいろな事業に対してひとつの申請となっておりますが、これは許可基準の4と6に該当するからということですか。

岡本スポーツ課長

申請者である木曾川・文化スポーツクラブは、文部科学省が推奨している総合型地域スポーツクラブというもので、合併前の木曾川町体育協会の各種団体がひとつにまとまったものです。ここに加入すれば色々な種目が体験でき、年間を通して開催される事業に対して年度当初に後援申請を受けているものです。

高橋教育長

他にご異議が無いようですので、第33号議案 一宮市教育委員会後援名義の使用については、総務課受付番号1番を除き、原案どおり可決いたします。続きまして、第34号議案 平成31年度一宮市一宮・木全・オーシマ奨学基金奨学生の決定については、個人情報に関する案件ですので秘密会として、審議いたします。

秘密会による審議（原案どおり可決）

高橋教育長

全員賛成ですので、第34号議案 平成31年度一宮市一宮・木全・オーシマ奨学基金奨学生の決定について原案どおり可決いたします。秘密会を終了します。以上をもちまして、本日の審議を終わります。次に報告事項をお願いいたします。

報 告 事 項

中村総務課長

教育委員会事務局職員の人事異等についての決裁の報告について、さわやかエコスタイルキャンペーンについて

春日井学校教育課長

平成31年度校長・教頭・主幹教諭・教務・校務一覧について、平成31年度一宮市小中学校長会組織表について、平成31年度当初児童生徒数及び学級数等まとめについて、岩田生涯学習課長

2019年度版生涯学習情報No.46について

そ の 他

中村総務課長

5月・6月・7月・8月の定例教育委員会の日程について、平成31年度教育委員行政調査の日程について、平成31年度愛知県市町村教育委員会連合会総会・研修会の日程について

閉 会 宣 言

高橋教育長

これもちまして、本日の会議を終わります。

以上、会議のてん末を記録し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

教 育 長

委 員

委 員